

2001

3月号



384

広報

かわ
ち

ありがとう
そして...さようなら



3月12日、なごり雪が舞散る中行われた、
『金江津中学校卒業式』から

KOHO
KAWACHI

町職員の給与と 職員数の状況



1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H12.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成10年度 の人件費率
平成 11年度	人 11,953	千円 4,607,519	千円 219,984	千円 1,191,841	% 25.87	% 22.11

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	平成11年度当初予算	平成12年度当初予算	前年度増減
人件費	千円 1,239,496	千円 1,197,051	千円 △42,445
うち一般職員分	千円 1,064,271	千円 1,026,165	千円 △38,106

3. 職員の初任給の状況

(H12.4.1現在)

区分	初任給月額
一般 大学卒	円 174,400
行政職 高校卒	円 141,900

4. 職員の平均給料月額

(H12.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	円 310,700	39歳7月
技能労務職	千円 267,700	46歳7月

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数		経験年数		経験年数	
	3年以上5年未満	10年以上15年未満	10年以上15年未満	20年以上25年未満	20年以上25年未満	
一般 大学卒	円 211,200	円 302,900	円 364,700			
	円 191,600	円 259,500	円 338,700			

河内町職員の給与は、国や県、他の市町村職員の給与または民間企業の給与などを踏まえて「河内町職員の給与に関する条例」で定められています。職員の給与の内容は、給料と扶養手当や通勤手当等の諸手当からなりたっています。



6. 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務	主事補	主事	主幹	主査・係長		課長補佐	課長・所長室長・局長	
職員数	2人	23人	16人	15人	9人	16人	9人	5人
構成比	2.1%	24.2%	16.8%	15.8%	9.5%	16.8%	9.5%	5.3%

7. 職員手当の状況（平成12年度支給割合）

区分	河内町				国との異同
	(6月期)	(12月期)	(3月期)	(計)	
期末手当	1.45月分	1.60月分	0.55月分	3.60月分	同じ
勤勉手当	0.60月分	0.55月分	—	1.15月分	
扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給				同じ
住居手当	自宅に居住し、世帯主である職員または月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給				同じ
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給				同じ

8. 退職手当

(国の状況と同じ)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
勧奨・定年	28.875月分	44.55月分	62.7月分	62.7月分

9. 特別職の報酬等の状況

給料月額（H12.4.1現在）

町長	720,000円
収入役	530,000円
教育長	500,000円

報酬月額（H12.4.1現在）

議長	330,000円
副議長	300,000円
議員	290,000円

期末手当（H12.4.1現在）

町長・議長 収入役・副議長 教育長・議員	年間3.60月分
----------------------------	----------

部門別職員数の状況（各年4.1現在）

部 門	職 員 数		対前年 増減数
	平成11年	平成12年	
一般行政	議 会	2	2
	総務	28	29
	税務	9	10
	民生	47	48
	衛生	9	9
	農林水産	11	12
	商工	6	4
	土木	10	9
特別行政	小計	122	123
	教 育	31	32
	小計	31	32
	水道	5	5
特別会計	下水道	6	5
	その他の	6	6
	小計	17	16
	合計	170	171

町議会定例会

一般質問

十二月六日から十一日にかけて開かれました。その概要をお知らせします。

(有)ATプランニングについて

8月末、大境地区で火災があり火災現場がそのまま放置されておりましたが、9月8日に会社を呼び、県と町で事情聴取並びに指導を行つております。内容は火災後のごみの片付けをということで詰合いを行い、会社側は資金面もあり、早急にはできないが、保険に入つておらず保険金で対処したい。又、ごみの飛散防止については予算の工面のできる範囲で対処するよう考へるという返事であります。保険金については10月5日時点で4,400万円が土地所有者へ県南共済組合から支払われています。県では、11月7日にゴミの後処理の計画書の提出を早急にといふ指示書を出し、出頭を命じたが応えず、12月4日、再度通告書を発送し、町としては12月9日町長名でその指示と当初約束したネットをかぶせる等の措置について早急に行うよう指

示書を発送しています。町としても、権限の範囲内で一生懸命やつてゐるのですが、一番困つているのは地域の住民であり河内町なので、県としても早急に解決をしていただきたい。

保険金をいただいた方も誠意をもつて対応をするということなので、今後、解決に向け努力をしてまいりたい。時期的にも乾燥時期に入りゴミの飛散について早急に申入れをしました。

農政問題について

転作の問題について、農家への転作配分は、飯米面積として1人あたり2a、9,000人おりますので180ha控除し算出しますと12年度は35・5%の配分になります。東町は霞ヶ浦の底泥の浚渫で干拓している部分の面積があり、又、牧草で対応している部分があるということで、傾斜配分というような形で行つていいでございますので、それなし

で考えますとそれほど差はないのかなと思つています。

国の方針としては、来年度10万haの上乗せ分は緊急拡大分で13年度町への配分面積は9.5haです。需給調整分の5万haについては、来年度作況指数が100を越える見込みとなつたとき対応することになります。町としては、基本的には単独奨励金あるいは説明会を開催し内容等について理解をしていただき、麦作の拡大、加工米、青刈り等での対応を考えています。しかし、米がとれると転作をすれば良いというような簡単な考え方で農政を取り扱つていています。しかしながら、米がとれると転作をすれば良いというような簡単な考え方で農政を取り扱つていています。これから変な不満を持つています。これから河内町基幹産業である農業も今までのような方法では生きていけないので。そんな考えから株式会社とか販売センターふるさとわちの来期の運営については、株主総会で報告しましたが、黒字という形より、いかにこの町の農産物を全国にPRし、独自に販売するかということで、おかげ様で、米については年々かなりの伸びを示しており、今年は3,

ふるさとかわち 直売所について



議会だより

直売センターふるさとかわちの来期の運営については、株主総会で報告しましたが、黒字という形より、いかにこの町の農産物を全国にPRし、独自に販売するかということで、おかげ様で、米については年々かなりの伸びを示しており、今年は3,

議会だより

500俵ぐらいは大丈夫だろうと、将来は35,000俵ぐらいは売り、そうすれば、かなり町全体の農家も潤うだろうと思います。直販センターについても新しい感覚で、自分たちがつくつたものを自分たちが売つてお金が入るような形態にしていきたいということで建設し、2年目に入りスタッフ一同大変努力をし去年約1億円、今年は2億円の販売をしていきたい。ふるさとかわちは、集荷業者の皆さん方が一丸となつて商売をしていただきたく会社を設立したのですが、私が社長をしており、お引き受けした以上は一生懸命努力をしています。

おかげ様で献上米になり、農家の皆さん方もこれを契機に作付け、グレーダーの統一をし、魚沼産に負けないような米をつくっては。業者の皆さん、農協の皆さん手を携えて、農家の皆さんに啓蒙運動をし時代的にあつたものにつくつていかないと思いません。一つの例計はできないと思います。一つの例を挙げますと、松伊伊勢丹さんでは、おかげのいらないかわちのお米はいつも品質が一定していて非常にお客様に信頼されており、おかげ様で取引をして3年になります。信用を得られるということは大事で、今年は高島屋さんにも入り販路の確保に努めています。

直販センターの委託販売手数料については570万円程度で、町内の方と町外の方の割合については概算ですが町内の方が7割というように聞いております。

給食センターについて

河内町の給食物資納入組合は現在21業者で、ふるさとかわちは入つております。仕入れについては業者から単価の見積りをもらっています。肉類については、東、新利根、江戸崎、河内の4町で共同入札をしています。現在の運営では、コスト的な問題を考えると民間の業者に委託をすることも一つの大きな方向であります。職員も大半がパートであり、時代的にはそういう時代がくると思います。又、温かい弁当がほしいといふことは当然の要望だと思います。食缶方式ですと食器の問題、配送そして現在ベルトコンベヤーで流して詰める作業など弁当方式以外は金もかかりできませんが、将来にわたつては皆さんと検討をしていく課題があろうかと思っています。給食費については、米の補償がなくなり大分苦しくなつてきており周辺町村も値上げをしています。2、3年後にはそういうことも視野に入れて十分に審議をしていただきたいと思います。

町村合併について

県市町村合併推進委員会で、10月23日発表した素案、最終的には17自治体にするという素案が出てきていますが、地域においては対等合併で思っています。地方分権一括法が施行され、これから地方の時代ですが地方それぞれ特色ある行政ができる差ができます。それには、米の消費拡大等を含めて河内町の特性を売り込むのも一つの大きなポイントになるだろうとの5年間いろいろと頑張つてまいりました。ただ、大きな問題は合併する相手方との差があると思います。又、特例法が2005年まであるわけですが、2004年までだつたら3万人でも市になれるので私どもの町も村から町になりますして、今度は市になるべきではないかと思います。ただ、茨城県の市町村の体制整備づくりも進めなければなりません。介護保険など高齢化社会に向けての対応、IT革命等をはじめ多様な住民からのニーズに応えるためには人的、財政的基盤の強化も図らなければと思います。これらに対応するためには、現在の行政組織では、住民にきめの細かいサービス、対応ができないと思います。組織の充実強化を図る為には合併することにより可能と思います。専任的職員を配置、専門的な行政のサービスの提供、効率的な対応ができ、施設等の重複投資なども防げ、財政の合理化、効率化が図られ、むだが

後の県の方針の中で県が管理をするという方向も検討をされているという話も聞いています。又、合併する町村で河内町は借金が県でも低いので大手を振つて合併ができるのではと考えます。

今後は、議会の皆さん方ともども21世紀の合併というのは、先の河内町の運命を見間違えない方向で合併を促進していきたいと思っております。合併についてメリット、デメリットが当然ありますが、マイカーの普及、道路の整備等により通勤、通学、医療、買い物など日常生活において範囲が広くなり、それに伴つた町づくりの必要性、地方分権に対応した市町村の体制整備づくりも進めなければなりません。介護保険など高齢化社会に向けての対応、IT革命等をはじめ多様な住民からのニーズに応えるためには人的、財政的基盤の強化も図らなければと思います。これらに対応するためには、現在の行政組織では、住民にきめの細かいサービス、対応ができないと思います。組織の充実強化を図る為には合併することにより可能と思います。専任的職員を配置、専門的な行政のサービスの提供、効率的な対応ができ、施設等の重複投資なども防げ、財政の合理化、効率化が図られ、むだが

議会だより



除かれ、財政基盤の強化が図られるのではないかと思います。それらにこたえるためにはどうしても合併が必要かと思います。現在河内町にも借金があります。事業をし、行政サービスをしてきた国、地方においても当然のことだと思います。町も無理のいかない運営状況をし、行革もしてまいりました。実際的には効率よいたして、将来に向かつて先行する投資は惜しまなくやらなければならぬと思います。今後の合併については、議会でも声を大にし、住民発議も50分の1の住民からの請求で合併促進協議会ができる制度もあります。町としても対策室等を管理職の中でつくりながら、来年、21世紀の課題とし早急にやつていきたいと思います。特例法の範囲の中で運用しませんと恩典がありませんので、大変短い時間の中で早急に方向性だけは決めていきたいと思っています。

河内町議会臨時会

平成13年第1回河内町議会臨時会が2月15日開かれ、報告3件、議案1件を審議可決しました。

報告

河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

中央省庁等改革関連法律が平成13年1月6日から施行されたことに伴い、省庁等の名称が変更され、河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので承認されました。

河内町営住宅設置条例の一部を改正する条例

町営住宅河内みどりの里団地2号棟の完成に伴い、河内町営住宅設置条例の一部を改正する条例を専決したもので承認されました。

龍ヶ崎地方衛生組合規約の一部を改正する規約

龍ヶ崎地方衛生組合の敷地番地の集約整備が完了したことに伴い、事務所の位置をその登記された地番に改めることで、組合規約の一部改正について協議が求められたので、これを専決したるもので承認されました。

議案

河内町農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦5人の農業委員を推薦可決しました。

(次ページ参照)

議会だより

茨城県警察官採用特別試験の案内

男性警察官A・B

女性警察官A・B

申込受付期間
3月26日(月)～4月27日(金)

受験資格

【警察官A】

昭和46年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成13年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人。ただし、平成13年10月1日から勤務可能な人に限る。

【警察官B】

昭和46年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた人で、

警察官Aの受験資格に該当しない人。ただし、平成13年10月1日から勤務可能な人に限る。

第1次試験 5月13日(日)

最終合格発表 7月中旬

問合せ先

茨城県警察本部警務課採用係

フリーダイヤル

0120-314058

竜ヶ崎警察署警務課

0297-620110

※または、最寄りの駐在所まで

二十七年ぶりに農業委員会一般選挙行われる！

2月11日、河内町農業委員会委員一般選挙が昭和49年以来、27年ぶりに定数10名のところ立候補者12名で行われ、左記の10名の方が当選されました。又、議会から5名、農業協同組合・共済組合からそれぞれ1名が推薦されました。任期は平成13年2月21日から平成16年2月20日までです。（敬称略・順不同）

〔選挙当選者＝10名〕

大川村	大野幹雄（西生板4589）	（64歳）
荒井比呂志（新橋）	小林町歩（小林町歩466）	（59歳）
長濱善夫（保村）	源清田1785	（59歳）
神谷修一（宮渕）	源清田2106	（54歳）
杉輝彦（古河林）	宮渕621	（53歳）
木野山谷（古河林）	古河林627	（56歳）
大野幹雄（下片組）	古河林627	（56歳）
大野幹雄（上片組）	長竿16031	（57歳）
大野幹雄（下片組）	長竿16031	（57歳）
大野幹雄（上片組）	長竿16031	（57歳）

〔議会推薦＝5名〕

大野正一郎（宿生板5094）	（56歳）
小村野賢司（龍ヶ崎町歩龍ヶ崎町歩307）	（60歳）
小更摩史（中上組長竿212）	（63歳）
松川勝則（下加納下加納1680）	（53歳）
雜賀正幸（中郷長竿3876）	（67歳）

〔農協推薦＝1名〕

内田忠（手栗590）	（63歳）
------------	-------

〔共済推薦＝1名〕

酒井康行（上金江津）	（63歳）
------------	-------

河内町農業委員会

新会長決まる



会長になられた
長濱善夫氏

改選後初の農業委員会が2月26日に行われ、新しい会長に長濱善夫氏、会長代理に藤ヶ崎一郎氏が選出されました。

国民年金係からの お知らせ

——便利でお得です!!——



国民年金保険料の前納制度



前納制度は、
納め忘れもなくて
便利ですよ!!

国民年金保険料をまとめて納付すると割引
される制度があります。ぜひご利用ください。

割引額は下のとあります。納期限がありま
すのでご注意ください。

- 13年4月分から1年分を4月中に納付した場合
 $13,300\text{円} \times 12\text{ヶ月} = 159,600\text{円} \rightarrow 2,830\text{円割引}(156,770\text{円})$
- 13年4月分から6ヶ月分を4月中に納付した場合
 $13,300\text{円} \times 6\text{ヶ月} = 79,800\text{円} \rightarrow 650\text{円割引}(79,150\text{円})$

13年度の途中で厚生年金等への変更がありましたら、納付
された保険料は還付されますのでご安心ください。
新年度の納付書は、4月になってから配布いたします。

国民年金保険料の免除制度

国民年金を受けるには20歳から60歳になるまでの40年間納めなければなりません。
しかし、長い人生の間には、経済的な理由などからどうしても保険料を納められな
いときがあります。このようなときは、免除制度がありますので、そのままには
せず国民年金係までご相談ください。

申請免除

失業や病気などで保険料が納められな
いときは、申請して承認されれば保険料
が免除になります。

免除となる期間は、申請された月の前
月から翌年3月までとなります。引き続
き免除を受けるときは、その都度申請が
必要です。

免除された期間は、将来年金を受けるときには受給資格期間になります。

免除された保険料は10年前までさかのぼって
納めることができます。(これを追納といいます。)
後で生活に余裕ができたときには年金額を増や
すためにも追納しましょう。

新年度の受付は、4月より開始します。

印鑑と年金手帳を持参のうえ、役場年金窓口
までお越しください。

問合せ先

河内町保険年金課国民年金係 ☎ 84-2111 (内線 163・164)

介護保険がはじまりました パート9

介護保険料について様々な疑問を集めてみました。

1. 年金を受給しているのに特別徴収（年金から天引）にならない場合

①特別徴収対象外の年金を受給している。

老齢福祉年金・遺族年金・障害年金

②平成12年4月1日現在で次の条件を満たしていない場合。

ア. 65歳以上である

イ. 河内町民である

ウ. 新法の老齢基礎年金及び旧法の老齢・退職年金が単独で18万円以上

※但し、何らかの理由により年金が停止されている場合、現況届の提出が遅れた場合、年金権を担保に供している場合、年金保険者に届けてある住所・氏名・生年月日が住民登録と異なる場合等の方は、特別徴収になります。

2. 複数の年金を受給している場合、特別徴収の取り扱いは？

政令で定める優先順位に従い、先順位の年金から特別徴収します。複数の年金から特別徴収はされません。

- ①老齢基礎年金
- ②旧法国民年金・老齢年金
- ③旧法厚生年金・老齢年金
- ④旧法船員年金・老齢年金
- ⑤旧法共済年金・退職年金

3. 特別徴収されているのに、「介護保険料納付通知書」が送付された場合

段階区分の変更などにより保険料に増減があった場合、差額分を普通徴収で納めたり、特別徴収を停止し残額を普通徴収で納めていただきます。

4. 普通徴収であるため、口座振替の手続きを取った場合

基本的に手続きの日の翌月から口座振替となり、それ以前の納期分は納付書で納めていただきます。金融機関等からの連絡が遅れた場合には、この限りではありません。

5. 2月に他市町村から河内町に転入した場合

保険料は市町村ごとに、加入月分から喪失月の前月分までの月割りで納めていただくことになりますので、2月分から河内町で納めることになります。

6. 介護保険料は所得申告の際の控除対象になりますか？

所得税法における「社会保険料控除」に含まれますので、全額控除対象です。

◎介護保険に関するお問合せは◎
河内町役場保険年金課介護保険係
☎84-21111 内線163・164・165

2月

町長の動き

27日(木)水道運営審議会、塵芥処理組合議会定例会	22日(木)研修会	賀会	議(転作関係)	21日(火)業牛久沼下流地区竣工式祝賀会	20日(火)寿人生大学、区長会	19日(月)来庁、特老施設(あじさい)	15日(木)河内町議会臨時会	16日(金)生きがい健康まつり	14日(水)騒音対策について空港公団との協議
---------------------------	-----------	----	---------	----------------------	-----------------	---------------------	----------------	-----------------	------------------------

1日(木)議、国民健康保険運営協議会及び研修会	2日(金)塵芥処理組合・稲敷広域・衛生組合管理者会議	9日(金)塵芥処理組合桜井議長来庁	13日(火)農業委員・規模拡大農家・ブランド米推進部会意見交換会、下水道運営審議委員会視察研修会	14日(水)騒音対策について空港公団との協議
-------------------------	----------------------------	-------------------	--------------------------------------------------	------------------------

税金の滞納整理等を 茨城県租税債権管理機構(仮称)に委託

茨城県租税債権管理機構(仮称)が平成13年4月に設立されます。この機構は、県内市町村が構成団体となり、県が支援団体となる一部組合です。第三者的な徴収専門の組織として設立・運営されるもので、全県を網羅するということが大きな特徴となっております。業務は、広域的な財産調査、差押え・公売などの強制的滞納整理を中心に行います。町単独で困難な滞納事案はこの機構に委託する方針です。



補装具等巡回相談日程

会 場	時 間	期 日
龍ヶ崎市 総合福祉センター ☎ 62-5851	午前10時30分 ～正午 (毎回 木曜日)	5月17日、7月12日 10月18日、12月20日 H14年2月21日
江戸崎町 地域福祉センター ☎ 0298-92-5711	午後1時30分 ～午後3時 (毎回 金曜日)	5月18日、9月14日 H14年1月18日
東町保健センター ☎ 0299-80-4500	午後1時30分 ～午後3時 (毎回 金曜日)	7月13日、11月16日 H14年3月15日

- 対象者 身体障害者(児童含む)及び戦傷病者
- 問合せ先 河内町役場住民課 ☎ 84-2111(内線181)
※身体障害者手帳(戦傷病者手帳)・印鑑を持参下さい。



河内町インディアカ大会結果

平成13年2月18日(日)

河内町農業者トレーニングセンター
(28チーム参加)

- ★ 優勝 第3分館B
- ★ 準優勝 源さん
- ★ 第3位 ファイターズ

町議会が全国町村会表彰を受賞

2月7日、河内町議会が初の優良全国町村議会表彰を受賞し、2月28日に県議長会長から表彰状の伝達がありました。

これは地方自治の本旨にそつて議会運営の向上に務め、住民福祉を増進した功績が認められ受賞したものでした。



農業者支援センターだより②

日本人は米をどのくらい食べるか？

（日本人の1日1人平均の米の消費をご存知ですか？）

現在日本人の米の食べる量は、年間1人平均1俵（60kg）だと言われます。それから計算すると1日1人の食べる量は、1.1合（164g）となり、米1俵の値段が13,000円～20,000円とすると、1日の消費値段が36円～55円となります。

支援センターは、13年度に『米の消費拡大のPR文』（下記：例）の募集を行いますのでご協力お願いします。なお、このPR活動は、町のホームページを使い広範囲なものにし、雑誌等の掲載も考えています。

－例 文－

河内町を対象PR文 ■おかずのいらないかわちのお米

全域を対象PR文 ■米は『食卓の主役』です。米がまずければ、おかずがどんなに美味しいても無駄となる

■ヤング世代は男性が肥満傾向、女性はやせが目立つ、この改善には適正体重を維持するごはん食が有効

■高齢者になっても介護の対象にならず、クオリティーライフを向上させるには『ごはん』を中心とした食事が大切

【今月の言葉】米が美味しいければ必ず消費は増える。我々は、食べる側の立場に立つ米を生もう。

○皆様のご意見をお待ちしております。 河内町農業者支援センター（担当：飯塚） ☎ 84-2111 FAX 84-4357

ペットからうつる病気に注意を！



予防対策

- 1、ペットの定期的な健康診断
- 2、ペットにさわったら手を洗う（消毒効果のある石鹼等）
- 3、こまめに掃除をする
- 4、口移し、キッスは感染の恐れがあるためやめる
- 5、糞便処理後の消毒（薬剤・熱処理等）

ペットからうつる主な病気

家庭で飼育されている可愛い動物たちが、私たち人間にうつる危険な病原体を持つていることもあります。 今やペットは家族の一員になっており、人間と同じ環境にあります。 ペットの健康については、常日頃から注意し、特に人にうつる病気については十分な注意が必要です。

▼犬・猫
幼虫移行症・カンビロバクター症・ブルセラ症・パストレラ症・レブスピラ感染症・クリプトスボリジウム症・リストリア症・トキソプラズマ症・ネコひつかき病・サルモネラ症

▼鳥類
オウム病・カンビロバクター症・クリプトスボリウム症・結核（鳥類）

▼爬虫類・魚類
サルモネラ症

■問合せ先
茨城県動物指導センター
防疫課 ☎ 0296-72-1200

□ガイド

役 場 ⑧ 2111

FAX ⑧ 4357

水 道 課 ⑧ 2361

つつみ会館 ⑧ 3740

保健センター ⑧ 4486

学校教育課 ⑧ 3322

生涯学習課 ⑧ 2843
(中央公民館)

給食センター ⑧ 2845

福祉センター ⑧ 3699

みんなの窓



お知らせ

生活

教育相談日が4月から
変更になります

変更前 月、水、金曜日
(午後1時～5時)
変更後 月、水、木曜日
(午後1時～5時)

いじめ、不登校等、教育上の諸問題について相談を受けます。

■相談場所 公民館第3分館
(旧西共同利用施設)
⑧ 4888 FAX兼用
⑧ 3322

水戸食糧事務所土浦支所
移転のお知らせ

水戸食糧事務所土浦支所は、
平成12年3月31日をもって土

雇用保険制度が
大きく変わります

経済社会の変化や働き方の
多様化に対応し、再就職を支

3月の納税

国民年金保険料 12期

徴収日は3月26日です。

援するうえで十分な役割を果たすために、平成13年4月1日から雇用保険制度が変わります。

改正の要点

◎「倒産、解雇等により離職した者」であるか「定年退職や自己の意志で離職した者」であるかにより、給付日数が異なる仕組みになります。

浦、江戸崎、つくばの3支所を統合し、新庁舎が完成するまでは、それぞれの庁舎において業務を遂行して参りましたが、この度、土浦市荒川沖に庁舎が完成いたしました。3月1日から新庁舎において業務を遂行しています。移転後のご来訪及び連絡等は左記になりますのでお知らせいたします。

■住所 土浦市荒川沖東2丁目15-27(常磐線「荒川沖駅」の東側4車線沿い)
FAX 43-1411

	雇用保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
農林水産・清酒製造業	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
建設業	18.5/1,000	11.5/1,000	7/1,000
その他の業種	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000

◎パートタイム労働者、登録型派遣労働者の適用基準が緩和されます。

◎雇用保険被保険者離職証明書等の様式が変わります。

問合せ先 竜ヶ崎公共職業安定所 ⑧ 60-2727

美浦養護学校 地域交流について

県立美浦養護学校には稲敷郡及び龍ヶ崎市の10町村から140人の子供たちが登校しています。河内町でも美浦養護学

校のスクールバスを見かけたことがあります。

さて、本校では開校当初から、地域の皆さんや関係諸機関の全面的なご支援・ご協力を頂いて障害児の理解啓発のための地域交流を行つてまいりました。障害のある人と健常者とが共に生きる社会ニアフリーコーナー、ノーマライゼーションを作つていくためにはお互いの相互理解が第一の課題だと言えるからです。

昨年は美浦村を中心以下の方々と小・中・高等部の子供たちがそれ2～3回の交流活動(遠足、もちつき、芋ほり等)を行つてきました。

■美浦村 「たんぽぽ」「ライオンズクラブ」「美浦大学」「笛山やまびこ会」「郷中ボ

■日 時 4月9日(月) 午後4時～5時

■場 所 新利根町柴崎7030 奥戸金型製作所内

■問合せ先 ⑧ 87-5061

鈴木まで

ランティア」「美浦村社登録ボランティアの方々」

桑島さんご夫妻」

河内町「きつき会」

江戸崎町「ひまわり」

地域交流について詳しいことをお知りになりたい方、団体は学校までお問合せ下さい。

問合せ先 茨城県立美浦養護学校

0298-85-4166

ちの飛ぶしきみや体の秘密に迫ります。

期間 3月17日(土)から

6月17日(日)まで

入館料

大人 720円

※65歳以上、障害者手帳持参の方は入館無料

高・大学生 440円

小・中学生 140円

※未就学児は、入館無料

休館日 毎週月曜日休館

(4月30日(月))は開館し、5月1日(火)が休館)

無料入館日 每月第2、第4土曜日は小・中・高校生

5月1日(火)は開館し、5月2日(水)が休館)

受付日 毎月第2、第4土曜日は小・中・高校生

5月1日(火)は開館し、5月2日(水)が休館)

受付場所 龍ヶ崎市文化会館

小ホール 64-1411

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 龍ヶ崎・牛久・江戸崎・利根各消防署

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 稲敷広域消防本部予防課

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 利根消防署

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

講習会

甲種防火管理者

資格取得講習会

修了証の交付

講習の全課程(2日間)を修了した者には、修了証が交付されます。

テキスト代として講習当日3,500円かかります。

※詳細については、左記の消防本部又は、消防署に問い合わせ下さい。

受講手数料は無料ですが、テキスト代として講習当日3,500円かかります。

※詳細については、左記の消防本部又は、消防署に問い合わせ下さい。

受講申込書の受付日等

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 龍ヶ崎・牛久・江戸崎・利根各消防署

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 稲敷広域消防本部予防課

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)

受付場所 利根消防署

受付日 5月7日(月)～5月11日(金)



4月のゴミ収集カレンダー

資源回収日		燃えないごみ収集日(白色トレイ)					
A地区	10, 24	C地区	3, 17	A地区	14		
B地区	11, 25	D地区	4, 18	B地区	28		
燃えるごみ収集日		プラスチックごみ収集日					
全地区	毎週月曜日と金曜日		全地区	毎週木曜日			
粗大ごみの予約収集日		4月中の予約→5月12日					
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155、156							

心配ごと相談所

- 4月2日(月) 午前10時～正午
- 4月16日(月) 午前10時～午後3時

会場 公民館第2分館

問合せ先 社会福祉協議会

☎ 84-2830

テーマ 『心の生涯教育』

講師 小沢 益司 氏

講演会のお知らせ

町の歴史 あれこれ

町史編さん嘱託員 鈴木 久

(67)

二つの太郎右衛門の墓 —四新田開発のロマン—



真中に羽鳥太郎右衛門政利の墓

羽子騎には勝福寺の入口に土師神社があり、享保十一年（一七二六）の建立の棟札には、勝福寺住職弘祐の名と大

羽子騎と同じ土師神社

この地は開拓者の名にちなんだ太郎右衛門新田と、隣の布川新田とあわせ布太とよばれています。墓は太郎右衛門政利だけのもので、羽子騎と同じ戒名です。ただ側面に「御代官細田小兵衛殿当村開発寛文六年」「生國武州埼玉郡飯積村 守屋太郎右衛門政利」と刻んであるのを見ると、羽子騎に入る前に既にここに新田を開いたのでしょうか。



羽子騎の土師神社

太郎右衛門の墓と領主小笠原

勝福寺には羽鳥半右衛門家（当主岩夫氏）、羽鳥玉江家（与野市在住）の墓地が並び、それをつないで間に両家の始祖「羽鳥太郎右衛門政利」の墓が建っています。戒名は「観照院青雲道悦居士」で、元禄五年（一六九二）正月没、享年五九とあります。四新田のこの地が寛文八十年（一六八〇）の開拓とすると、太郎右衛門が妻子四人と「青雲」の志を抱き遙々埼玉辺町（現在の北埼玉郡北川の飯積）からこの地に入ったの

三カ村に併せて四千五百石の知行地をもつ大身の旗本で、幕末には組合銃隊頭を勤め、維新の際は勝福寺に身を隠しました。

この地は開拓者の名にちなんだ太郎右衛門新田と、隣の布川新田とあわせ布太とよばれています。墓は太郎右衛門政利だけのもので、羽子騎と同じ戒名です。ただ側面に「御代官細田小兵衛殿当村開発寛文六年」「生國武州埼玉郡飯積村 守屋太郎右衛門政利」と刻んであるのを見ると、羽子騎に入る前に既にここに新田を開いたのでしょうか。

栄町にも太郎右衛門の墓

墓は長男太郎右衛門と三男の半右衛門による建立で、側面に「開基開祖」とあつたものを領主小笠原弥八郎により削られたとの伝えがあります。

小笠原氏はもと紀州藩士で、吉宗の将軍就任とともに幕臣となり、伊勢国と常陸国筑波郡弥柳村（現伊奈町）と河内郡の羽子騎・古河林・手栗の

智山派の寺で、墓は子孫の守谷家の墓地とは別に本堂前の小高い所に建っていました。

案内してくれた大師詣りの地元の人から、また子孫の守谷良さん宅を訪問して話を聞くことができました。

この地は開拓者の名にちなんだ太郎右衛門新田と、隣の布川新田とあわせ布太とよばれています。墓は太郎右衛門政利だけのもので、羽子騎と同じ戒名です。ただ側面に「御代官細田小兵衛殿当村開発寛文六年」「生國武州埼玉郡飯積村 守屋太郎右衛門政利」と刻んであるのを見ると、羽子騎に入る前に既にここに新田を開いたのでしょうか。

氏子羽鳥太郎右衛門らの名と、寄進施主に羽鳥半右衛門ら四十名の名が記されていますが、同じ土師神社が布太の雙林寺の左隣もあり、太郎右衛門の寄付地となっています。二つの墓と土師神社の存在はなにを物語るのでしょうか。先日羽鳥岩夫さんと太郎右衛門の左隣にもあり、太郎右衛門の寄付地となっています。二つの墓と土師神社の存在はなにを物語るのでしょうか。先

細田・近山両代官による新利根川の開削が始められ、六年正月に完成をみ、布川・布佐間を締め切り、利根川の水が一旦は新川に通されることになりました。この普請には遠近各地から多くの労働力と資金が投入され、多くの農民の土地も奪われました。農民には代替地が堀原新田（現在本



栄町布太の雙林寺にある太郎右衛門墓

新田開発のロマン

この普請に参加し、開削完成の寛文六年には代官にその地の新田開発を認められていま

河内町民俗資料館見学

No. 12

江戸時代の手鏡

寄贈者 沼崎 哲丈氏



鏡のルーツは、神社や家の神棚の鏡で、古事記や日本書紀に、天照大神の姿を映したため、大神の御魂として祭つたとある。また、三種の神器の「八咫の鏡」の話の如く、古代から神聖視された。

鏡が化粧用に用いられるようになつたのは平安時代からである。

この江戸時代の青銅製の手鏡には、「天下一中島和宗守」の銘がある。ガラス製が用いられたのは江戸時代に入つてからである。

(15ページからの続き)

す。しかし間もなく普請が失敗とされ、利根川がもとの流路に復し、この地は水禍に脅かされることになり、農民は廃川となつた新利根の流作地に一軒当たり七反五畝を与えられ、出身地に因んだ新田を開発していきました。羽生・騎西領民が羽子騎・古河・館林領民が古河林・幸手・栗橋領民が手栗、庄内・布河(川)田を切り開いていきました。

太郎右衛門もその一人でした。しかし太郎右衛門は羽子騎に先ず入つて、二人の子にその地を任せ、次男を連れて布鎌に入り新田開発に力を尽くしましたと伝えられています。いずれにしても、布鎌にあつては代官守屋の名を許されて守谷姓を名のり代々太郎右衛門新田名主として、羽子騎では羽鳥太郎右衛門としてその名を残したバイオニアであつたことには違いありません。

戸籍の窓 2月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
歩夢	吉田正巳	宮潤
響咲	石山龍也	上組
真希	伊藤真吾	流作
瑞希	永谷雄二	大境
一誠	佐藤誠二	中金江津
悠希子	青野貴之	下金江津

おくやみ

氏名	年齢	地区
石井勝	37	中郷
石原作二	83	砂場
片野よね	93	田川
中嶋文男	50	上組
谷津久二	85	手栗
江口コウ	95	下金江津
吉原かの	95	広田

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成13年3月1日現在
人口 11,876人 (-6)
男 5,881人 (±0)
女 5,995人 (-6)
世帯数 3,298戸 (+1)

町内の交通事故 2月発生状況(前月比)(累計)		
発生件数		5件 (+4) (6)
内	死者数	0人 (±0) (0)
訳	負傷者数	7人 (+4) (10)
竜ヶ崎警察署調べ		

広報 かわち

■編集 河内町秘書広聴課 平成13年3月15日 発行

〒300-1392 茨城県稻敷郡河内町源清田1183

ホームページ <http://www.net-ibaraki.ne.jp/kawachi/>

Eメール kawachi@po.net-ibaraki.ne.jp